

平成31年 3月25日 招集

平成31年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
平成31年3月25日（月）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第1号	臨時代理による事務処理の承認について (平成30年度教育費補正予算の見積り申出について)	1
第4	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について (平成31年度教育費補正予算の見積り申出について)	10
第5	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について (平成31年度門真市少人数学級編制等の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)	14
第6	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について (平成31年度門真市立学校管理職人事について)	16
第7	議案第6号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	19
第8	議案第7号	門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について	22
第9	議案第8号	門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について	24
第10	議案第9号	門真市教育委員会表彰規程等の一部改正について	26
第11		諸報告	30

承認第1号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成30年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成30年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

平成31年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成30年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
災害復旧費国庫負担金	千円 0	千円 12,255	千円 12,255	文教施設災害復旧費負担金	千円 12,255	千円 12,255 公立学校施設災害復旧費負担金 【台風災害復旧事業】

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 105,840	千円 14,739	千円 120,579	学校施設環境改善交付金	千円 13,489	千円 13,489 二島小学校大規模改造事業交付金追加分 【小学校施設整備事業】
				社会資本整備総合交付金	1,250	1,250 公共施設ブロック塀等安全対策補助金 【地震災害対策事業】

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
教育債	千円 216,600	千円 69,200	千円 285,800	学校教育施設等整備事業債	千円 57,800	千円 57,800 二島小学校トイレ改修事業債追加分 【小学校施設整備事業】	
				緊急防災・減災事業債	11,400	旧第六中学校運動広場ブロック塀改修事業債 【旧第六中学校運動広場運営管理事業】	8,100
						歴史資料館ブロック塀改修事業債 【地震災害対策事業】	3,300
災害復旧債	0	5,900	5,900	災害復旧事業債	5,900	5,900 公立学校施設災害復旧事業債 【台風災害復旧事業】	

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円 1,029,002	千円 71,379	千円 1,100,381	工事請負費	千円 71,379	千円 ○学校施設・設備の充実 小学校施設整備事業 71,379 工事請負費 工事請負費(資産) 二島小学校トイレ改修工事 71,379
風水害対策費	0	10,630	10,630	需用費	10,630	○施設評価対象外事業 台風災害復旧事業 10,630 需用費 修繕料 施設等修繕料 10,630

(款) 教育費 (項) 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
風水害対策費	千円 0	千円 11,084	千円 11,084	需用費	千円 11,084	千円 ○施設評価対象外事業 台風災害復旧事業 11,084 需用費 修繕料 施設等修繕料 11,084

(款) 教育費 (項) 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
地震災害対策費	千円 0	千円 7,676	千円 7,676	需用費	千円 7,676	千円 ○施設評価対象外事業 地震災害対策事業 7,676 需用費 修繕料 施設等修繕料 7,676

(款) 教育費 (項) 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
体育施設費	千円 124,656	千円 3,996	千円 128,652	需用費	千円 3,996	千円 ○施設評価対象外事業 旧第六中学校運動広 場運営管理事業 3,996 需用費 修繕料 施設等修繕料追 加分 3,996

繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	台風災害復旧事業	10,630
	中学校費	台風災害復旧事業	11,084
	社会教育費	地震災害対策事業	7,676
	保健体育費	旧第六中学校運動広場運営管理事業	3,996

繰越明許費補正
変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
			千円		千円
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	112406	小学校施設整備事業	183785

地方債補正
追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 方 法
災 害 復 旧	千円 5,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政 府 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年 以内に半年賦及び年賦元 利均等又は半年賦及び年 賦元金均等の方法で償還 する。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。
計	5,900				

地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 方 法
公 共 施 設 等 整 備	41,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ3 0年以内に半年賦及 び年賦元利均等又は 半年賦及び年賦元金 均等の方法で償還す る。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換え することができる。	52,700	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ3 0年以内に半年賦及 び年賦元利均等又は 半年賦及び年賦元金 均等の方法で償還す る。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換え することができる。
学 校 教 育 施 設 等 整 備	208,300				266,100			
計	249,600				318,800			

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成31年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成31年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

平成31年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成31年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 82,205	千円 △ 13,356	千円 68,849	学校施設環境改善交付金	千円 △ 13,356	千円 二島小学校大規模改造事業交付金減額分 【小学校施設整備事業】 △ 13,356

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育債	千円 182,300	千円 △ 43,400	千円 138,900	学校教育施設等整備事業債	千円 △ 43,400	千円 二島小学校トイレ改修事業債減額分 【小学校施設整備事業】 △ 43,400

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円 941,110	千円 △ 71,379	千円 869,731	工事請負費	千円 △ 71,379	千円 ○学校施設・設備の充実 小学校施設整備事業 △ 71,379 工事請負費 工事請負費(資産) 二島小学校トイレ改修工事減額分 △ 71,379

地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 方 法
学 校 教 育 施 設 等 整 備	132,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ3 0年以内に半年賦及 び年賦元利均等又は 半年賦及び年賦元金 均等の方法で償還す る。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換え することができる。	89,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ3 0年以内に半年賦及 び年賦元利均等又は 半年賦及び年賦元金 均等の方法で償還す る。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換え することができる。
計	132,900				89,500			

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成31年度門真市少人数学級編制等の実施に係る任期付市費
負担教員の任用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成31年度門真市少人数学級編制等の実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成31年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成31年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成31年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成31年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

議案第6号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会
規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求めらる。

平成31年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正に伴い、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うにつき、本案を提出するものである。

改正後					改正前				
			員会が必要 と認める者						
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第7号

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正
について

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成31年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の施行に伴い、所要の改正等を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(主幹)</p> <p>第4条の5</p> <p>1～2 略</p> <p>3 主幹は、上司の指揮を受け、<u>事務をつかさどり、学校における特に重要な課題解決に係る事務</u>を掌理する。</p>	<p>(主幹)</p> <p>第4条の5</p> <p>1～2 略</p> <p>3 主幹は、上司の指揮を受け、<u>担当事務</u>を掌理する。</p>
<p>(主査)</p> <p>第4条の6</p> <p>1 略</p> <p>2 主査は、<u>事務職員をもつて、これに充てる。</u></p> <p>3 主査は、上司の指揮を受け、<u>事務をつかさどり、学校における重要な課題解決に係る事務</u>を掌理する。</p>	<p>(主査)</p> <p>第4条の6</p> <p>1 略</p> <p>2 主査は、<u>事務職員及び学校栄養職員をもつてこれに充てる。</u></p> <p>3 主査は、上司の指揮を受け、<u>担当事務</u>を処理する。</p>
<p>(副主査)</p> <p>第4条の7</p> <p>1 略</p> <p>2 副主査は、<u>事務職員をもつて、これに充てる。</u></p> <p>3 副主査は、上司の指揮を受け、<u>事務をつかさどり、学校における課題解決に係る事務</u>を掌理する。</p>	<p>(副主査)</p> <p>第4条の7</p> <p>1 略</p> <p>2 副主査は、<u>事務職員及び学校栄養職員をもつて、これに充てる。</u></p> <p>3 副主査は、上司の指揮を受け、<u>担当事務</u>を処理する。</p>
<p>(主事)</p> <p>第4条の8</p> <p>1～2 略</p> <p>3 主事は、上司の指揮を受け、<u>事務をつかさどり、担当事務</u>を処理する。</p>	<p>(主事)</p> <p>第4条の8</p> <p>1～2 略</p> <p>3 主事は、上司の指揮を受け、<u>事務に従事</u>する。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条の6第2項及び第4条の7第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成 4 年門真市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成31年 3 月 25 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

教育次長の職名を副教育長に変更するため、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第4条 事務局に <u>副教育長</u> を置くことができる。	第4条 事務局に <u>教育次長</u> を置くことができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第9号

門真市教育委員会表彰規程等の一部改正について

門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成31年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

教育次長の職名を副教育長に変更するため、所要の改正等を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程

(門真市教育委員会表彰規程の一部改正)

第1条 門真市教育委員会表彰規程（昭和28年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7条 1 略 2 会長は教育長をもつて充てる。委員は <u>副教育長</u> 及び教育委員会事務局部長級職員をもつて組織する。	第7条 1 略 2 会長は教育長をもつて充てる。委員は <u>教育次長</u> 及び教育委員会事務局部長級職員をもつて組織する。

(門真市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正)

第2条 門真市教育委員会事務局事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について <u>副教育長</u> 、部長、次長、課長又は課長補佐に、常時意思決定させることをいう。 (3) 略 (4) 決定 最終の意思決定に至るまでの手続過程において、 <u>副教育長</u> 、部長、次長、課長又は課長補佐が、その意思決定をすることをいう。 (5)～(8) 略 (9) <u>副教育長</u> 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4条の <u>副教育長</u> をいう。 (10)～(15) 略 (職務) 第4条 <u>副教育長</u> は、教育長を補佐するとともに、教育長の命を受けて教育委員会事務	(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について <u>教育次長</u> 、部長、次長、課長又は課長補佐に、常時意思決定させることをいう。 (3) 略 (4) 決定 最終の意思決定に至るまでの手続過程において、 <u>教育次長</u> 、部長、次長、課長又は課長補佐が、その意思決定をすることをいう。 (5)～(8) 略 (9) <u>教育次長</u> 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4条の <u>教育次長</u> をいう。 (10)～(15) 略 (職務) 第4条 _____

改正後	改正前																																										
<p>局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 部長、次長及び課長は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p>1 教育次長、部長、次長及び課長は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>																																										
<p>(副教育長、部長、次長、課長及び課長補佐の専決事項)</p> <p>第6条 副教育長、部長、次長、課長及び課長補佐の専決事項は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項において副教育長が置かれていないときの当該職に係る専決事項は、教育長が決裁する。</p> <p>(教育長が不在のときの代決)</p> <p>第9条 教育長の決裁を受けるべき事項について、教育長が不在であるときは、副教育長が置かれている場合にあつては副教育長が、副教育長が置かれていない場合にあつては所管の部長が代決する。</p>	<p>(教育次長、部長、次長、課長及び課長補佐の専決事項)</p> <p>第6条 教育次長、部長、次長、課長及び課長補佐の専決事項は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項において教育次長が置かれていないときの当該職に係る専決事項は、教育長が決裁する。</p> <p>(教育長が不在のときの代決)</p> <p>第9条 教育長の決裁を受けるべき事項について、教育長が不在であるときは、教育次長が置かれている場合にあつては教育次長が、教育次長が置かれていない場合にあつては所管の部長が代決する。</p>																																										
<p>(副教育長が不在のときの代決)</p> <p>第10条 副教育長が専決する事項について、副教育長が不在であるときは、所管の部長が代決する。</p> <p>2 副教育長が専決する事項について、副教育長及び所管の部長ともに不在であるときは、所管の次長が代決する。</p>	<p>(教育次長が不在のときの代決)</p> <p>第10条 教育次長が専決する事項について、教育次長が不在であるときは、所管の部長が代決する。</p> <p>2 教育次長が専決する事項について、教育次長及び所管の部長ともに不在であるときは、所管の次長が代決する。</p>																																										
<p>別表 (第6条関係)</p> <p>1 人事に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="185 1921 772 2065"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>専決者</th> <th>副教育長</th> <th>部長</th> <th>次長</th> <th>課長</th> <th>課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">) 略</p>	項	専決者	副教育長	部長	次長	課長	課長補佐	事項														<p>別表 (第6条関係)</p> <p>1 人事に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="833 1921 1420 2065"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>専決者</th> <th>教育次長</th> <th>部長</th> <th>次長</th> <th>課長</th> <th>課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">) 略</p>	項	専決者	教育次長	部長	次長	課長	課長補佐	事項													
項	専決者	副教育長	部長	次長	課長	課長補佐																																					
事項																																											
項	専決者	教育次長	部長	次長	課長	課長補佐																																					
事項																																											

改正後	改正前
2 略	2 略

(門真市教育機関等事務処理規程の一部改正)

第3条 門真市教育機関等事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について副教育長、部長、次長、課長、教育機関等の長(門真市立幼稚園の園長を除く。第4号及び第6号において同じ。)又は図書館長代理に、常時意思決定させることをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 決定 最終の意思決定に至るまでの手続過程において、<u>副教育長</u>、部長、次長、課長、教育機関等の長又は図書館長代理が、その意思決定をすることをいう。</p> <p>(5)～(15) 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について<u>教育次長</u>、部長、次長、課長、教育機関等の長(門真市立幼稚園の園長を除く。第4号及び第6号において同じ。)又は図書館長代理に、常時意思決定させることをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 決定 最終の意思決定に至るまでの手続過程において、<u>教育次長</u>、部長、次長、課長、教育機関等の長又は図書館長代理が、その意思決定をすることをいう。</p> <p>(5)～(15) 略</p> <p><u>(16)</u> <u>主任保育士</u> 規則第3条第3項の主任保育士をいう。</p> <p><u>(17)</u> 略</p>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条中第2条第16号を削り、同条第17号を同条第16号とする改正規定は、公布の日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市いじめ防止基本方針の策定について
2	平成30年度末・31年度当初における教職員人事異動の概要について
3	「第8回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について
4	市立公民館まつりの結果について
5	市立文化会館ふれあいまつりの結果について